

第 5 1 号議案

加東市滝野交流保養館条例の一部を改正する条例制定の件

加東市滝野交流保養館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市滝野交流保養館条例の一部を改正する条例

加東市滝野交流保養館条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「第 5 条から第 8 条までの規定中」を「第 5 条から第 8 条までの規定及び別表中」に改める。

別表中「身体障害者」を「障害者手帳所持者」に改め、同表備考中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後、この条例による改正前の加東市滝野交流保養館条例別表の規定により発行された利用券は、この条例による改正後の加東市滝野交流保養館条例別表の規定により発行された利用券とみなす。

第51号議案 要旨

加東市滝野交流保養館条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

障害者の定義の範囲を拡大し、滝野交流保養館の施設利用を促進させることにより対象者の健康増進を図ることを目的として所要の改正を行うものである。

2 改正内容

使用料を定める規定中、障害者の定義の範囲を改めること。（別表関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
(指定管理者による管理) 第 1 0 条 (略) (1)～(6) (略) 2 (略) 3 指定管理者に第 1 項の業務を行わせる場合にあつては、 <u>第 5 条から第 8 条までの規定中</u> _____ 「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。				(指定管理者による管理) 第 1 0 条 (略) (1)～(6) (略) 2 (略) 3 指定管理者に第 1 項の業務を行わせる場合にあつては、 <u>第 5 条から第 8 条までの規定中及び別表中</u> 「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。			
別表 (第 7 条関係)				別表 (第 7 条関係)			
利用者区分 利用券の種類	大人 (13 歳以上の者)	小人 (6 歳以上 13 歳未満の者)	身体障害者	利用者区分 利用券の種類	大人 (13 歳以上の者)	小人 (6 歳以上 13 歳未満の者)	障害者手帳所持者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考				備考			
1 (略)				1 (略)			
2 「身体障害者」とは、 <u>身体障害者福祉法 (昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号) 第 1 5 条第 1 項に規定する身体障害者手帳及び厚生労働省が定める療育手帳制度要綱に規定する療育手帳を有する者をいう。</u>							
3 (略)				2 (略)			